

# 資料

平成20年9月19日

# 目次

## (社)全国信用金庫協会・(社)全国信用組合中央協会

- ・ 信用金庫、信用組合ともに現状の協同組織金融機関の体制維持を主張しているが、中小企業・零細企業のニーズにこたえることや、地域再生への寄与、さらには、ボランティア的な活動など地域密着型金融や地域貢献では共通している点が多い。根拠法が異なり、取引先企業の規模にも違いはあるものの、信金と、地域信組の業態差はなくなりつつあるように見えるが、この点をどう考えるか。(今松委員) . . . . . 3
- ・ 信金や地域信組は地域密着金融を標榜しているが、多くの地域で預金に見合った貸出先を見つけだすことができないのが現実。地域再生や地域活性化という今の経済課題を達成するためにも、資金ニーズの掘り起こしや新規事業進出などへのコンサルティング活動の活発化を課題にしているが、大手行や地域銀行、政策金融機関に伍して、どれだけの成果が出せると考えているのか。(今松委員) . . . . . 4
- ・ ゆうちょ銀行が小口融資に乗り出してきた時には、信金や地域信組への影響はどう表れると考えるか。(今松委員) . . . . . 6

## (社)全国信用組合中央協会

- ・ 平成元年以降の預金と貸出金の傾向を最近時点での比較で見ると、信用金庫と信用組合の貸出の総額はほぼ変わらないが、信用金庫に比べて信用組合のプレゼンスが低下しているが、その要因は何か。またその対策はいかがか。(村本委員) . . . . . 7

- ・ 過去、多くの信用組合が経営破綻してきたが、現状の信用組合のセーフティネットで、今後も十分に対応できると考えてよいのか。 （村本委員） . . . . . 8
- ・ 信用金庫と地域信用組合は非常に似たような債務者を対象にしているが、すみ分けができていますか。また、職域信用組合については労働金庫との役割分担をどのように考えているのか。 （村本委員） . . . . . 9

信用金庫、信用組合ともに現状の協同組織金融機関の体制維持を主張しているが、中小企業・零細企業のニーズにこたえることや、地域再生への寄与、さらには、ボランティア的な活動など地域密着型金融や地域貢献では共通している点が多い。根拠法が異なり、取引先企業の規模にも違いはあるものの、信金と、地域信組の業態差はなくなりつつあるように見えるが、この点をどう考えるか。（今松委員）

(社)全国信用金庫協会)

地域信用組合は地域の特定コミュニティを基盤とする組合員限定性が強い金融機関であるのに対して、信用金庫はより広い地域のコミュニティのために、協同組織性を活かして、円滑な金融サービスを提供する金融機関である。このような信用金庫と信用組合の差異は制度発足以来のものであって、外見的にみて規模やシェアなどに時代的な変化はあっても、その理念や基本的な制度、仕組みなどで業態差が縮小しつつあるとは思われない。

(社)全国信用組合中央協会)

信用金庫、信用組合は、ともに取引対象は、原則、会員・組合員とされているが、信用金庫の員外預金の受入れについては、総量規制がないのに対し、信用組合のそれについては、総預金の20%以内とされている。

そのため、信用組合における資金調達は、組合員からの預金の受入れに依らざるを得ない実態にある。その点、信用金庫より相対的に協同組織性の性格の強い金融機関であると言える。すなわち、信用組合における事業運営の形態は、預金取引、貸出金取引ともに組合員を中心としたものとなっている。

この信用金庫との差異は、今日まで基本的に変わることなく、信用金庫と地域信用組合との業態差がなくなりつつあるとは言えないと考える。

信金や地域信組は地域密着金融を標榜しているが、多くの地域で預金に見合った貸出先を見つけだすことができないのが現実。地域再生や地域活性化という今の経済課題を達成するためにも、資金ニーズの掘り起こしや新規事業進出などへのコンサルティング活動の活発化を課題にしているが、大手行や地域銀行、政策金融機関に伍して、どれだけの成果が出せると考えているのか。（今松委員）

（社）全国信用金庫協会）

中小企業の再生や地域の活性化は、日本経済全体の政策的課題であり、容易に実現できることではない。信用金庫は自らの社会的使命を果たすために、中央機関等との連携を図りながら事業再生・創業支援等に真剣に取り組んでおり、徐々にではあるが成果もあがってきている。

株式会社であるメガバンクや地域銀行は、収益面の制約が強く、短期的な収支を重視することから、協同組織金融機関のように地域との使命共同体として、長期的な観点に立って中小企業、とりわけ小規模企業の資金ニーズに応えていくことは難しいのではないかと考える。また、政策金融機関も完全民営化されればメガバンク等と同様であると考えられる。

このように信用金庫は、通常の株式会社金融の枠組みではカバーすることのできない分野を主な対象として金融サービスを提供していることから、信用金庫とメガバンク等とを単純に比較して論ずることはできないと考える。

（社）全国信用組合中央協会）

地域の再生・活性化、特に我が国経済の基盤を形成する小規模事業者の再生は喫緊の課題であり、信用組合はその役割を果たすため、小規模事業者の事業再生などに積極的に取り組んでおり、徐々にではあるが着実に成果をあげているところである。

また、信用組合は、組合員である小規模事業者向けの貸出に際しては、財務諸表等の計数のみを用いる定量分析だけではなく、むしろ役職員が取引先を訪問する対面取引を重視した地域密着型金融を推進している。

経済の効率性や合理性の追求だけでは、地域経済、地場産業の回復は難しく、これらを活性化させるためには、小規模事業者、商工団体、市町村と一体となった取組みが必要であり、こうした「非効率」な役割部分を担っているのが信用組合であり、本来の意味でのリレーションシップ、長い時間を小規模事業者と地域の課題解決のため共に歩んでいるのが信用組合であるので、単純に大手行、地域銀行、政策金融機関と一律に比較して論ずることはできないものとする。

ゆうちょ銀行が小口融資に乗り出してきた時には、信金や地域信組への影響はどう表れると考えるか。  
(今松委員)

(社)全国信用金庫協会)

事業性融資だけでなく個人向け融資についても市場の競争は激化しており、そうした中で巨大なゆうちょ銀行が、公正・公平な競争条件を確保しないまま、融資業務に進出し、やみくもに融資の拡大をめざすような行動に走れば、地域金融が混乱し、金融システムが不安定化する恐れが強い。

なお、ゆうちょ銀行が、公正・公平な競争条件などを確保したうえで、地域経済との共生というスタンスに立って地域密着型の業務運営を指向するのであれば、信用金庫と共通の土俵の上で切磋琢磨する可能性もある。

(社)全国信用組合中央協会)

当業界では、かねてより公正な競争条件を確保されないまま、ゆうちょ銀行が、郵便局ネットワークを通じて個人向け融資を含め総合的な金融サービスを展開することとなれば、地域金融が混乱し、金融システムが不安定なものとなることが懸念されると主張してきた経緯にある。

しかしながら、仮に、ゆうちょ銀行が、公正な競争条件を確保した上で、中小金融機関の機能を補完するようなビジネスモデルの構築を目指すのであれば、地域金融への影響は軽微に留め得る可能性があるものと考えられる。

平成元年以降の預金と貸出金の傾向を最近時点での比較で見ると、信用金庫と信用組合の貸出の総額はほぼ変わらないが、信用金庫に比べて信用組合のプレゼンスが低下しているが、その要因は何か。またその対策はいかがか。（村本委員）

（社）全国信用組合中央協会）

信用組合数は、平成元年3月末からの直近20年間に418組合から164組合へと254組合の減少を見ている。

バブル経済崩壊後、金融界においてもシステム改革が進められる過程で、合併、統合など、再編が急速に進み、信用組合業界もその埒外であり得なかったのは事実である。

しかし、残念ながら信用組合業界においては、合併等による減少（120組合）よりも、経営破綻による減少（134組合）の方が多かった実態にある。

このことが、信用組合の相対的なプレゼンスの低下と映る要因の1つと考えるが、信用組合業界としては、経営環境の変化や経営破綻の反省を踏まえたうえで、今後とも、「組合員の、組合員による、組合員のための信用組合」という基本理念の下、経営、事業活動に真摯に取り組んでいくことが重要であると考えている。

過去、多くの信用組合が経営破綻してきたが、現状の信用組合のセーフティネットで、今後も十分に対応できると考えてよいのか。（村本委員）

（全国信用協同組合連合会）

信用組合業界では、これまでの経営破たん経験等を踏まえ、業界の諸制度（資本増強支援制度、全国信用組合保障基金制度等）の見直しなどセーフティネットの再構築に取り組んできたところであり、特に平成14年に創設した「信用組合経営安定支援制度」については、信用秩序維持・向上、経営破たんの未然防止のための中心的なシステムとして、これまで有効に機能してきたのではないかと考えている。

近年においても、平成18年の合併支援資金制度の創設や平成19年10月の資本増強支援制度の拡充（支援額、支援期間等）など、その実効性の向上に努めてきたところである。

その上で、7月25日のWG会合の中でも一部お答えしたように、業界セーフティネットの運営については、今後の信用組合を取りまく経営環境などに鑑み、現状の枠組みに甘んずることなく常に「業界にとって最善のセーフティネットは何か」を考えながら改善に取り組んでいく必要があると考えている。このため、セーフティネットに係る諸制度の見直しに加え、全信組連自身も信用組合に対する資本支援を行う資金を捻出するため「収益力の強化」に正面から取り組むなど、必要に応じさらなる「自己資本の充実」を視野に入れておく必要があると認識している。

なお、今後において、日本経済の急激な減速や、地域経済の疲弊が過度に進行する場合には、我々の改善努力を越える事態が発生する可能性が全くないとは言えないが、これは信用組合業界に限らず全ての金融機関に当てはまることであり、そのような懸念を少しでも払しょくできるよう官民一体となった取り組みが必要であると考えている。

信用金庫と地域信用組合は非常に似たような債務者を対象にしているが、すみ分けができているのか。また、職域信用組合については労働金庫との役割分担をどのように考えているのか。（村本委員）

（社）全国信用組合中央協会）

法令上、信用金庫の会員資格は、従業員300人以下又は資本金（出資金）9億円以下の事業者とされているが、信用組合の組合員資格は、従業員300人以下又は資本金（出資金）3億円以下の事業者とされている。

また、実際の取引先の状況を見ると、信用金庫の貸出先は従業員10名以下の事業者が80%以上となっているが、信用組合の場合は、従業員4名以下の事業者が80%以上となっており、一見、同じ様な層を対象としているように思えるが、実態として信用組合の取引先は、信用金庫より小規模の事業者が取引対象となっていると言える。

職域信用組合と労働金庫の役割分担については、労働金庫が、労働組合、消費生活協同組合、国家公務員や地方公務員の団体等を会員とし、これら団体の行う福利共済活動のための金融の円滑化等に資することを目的としている。一方、職域信用組合は、単一の母体団体の福利厚生的な役割を持つ金融機関であり、母体団体に所属する職員が直接、組合員となって信用組合を利用しており、その役割はおのずと異なっていると言える。